

国見町国民健康保険

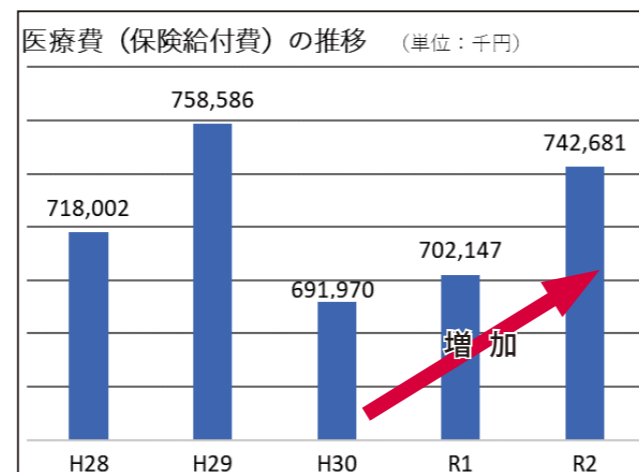
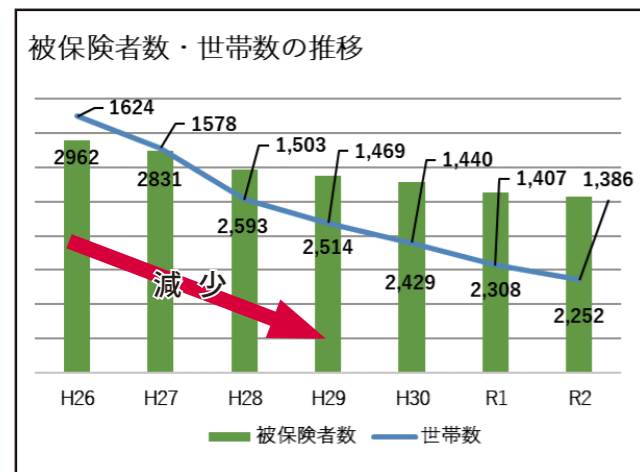
令和3年度の国民健康保険税率が変わります

国民健康保険（国保）は、病気やケガをした際に安心して医療機関にかかることができるよう、加入者のみなさんの保険税（国保税）と国等の公費により成り立っている医療保障制度です。

平成30年度より、国民皆保険制度を堅持し、医療費増加のリスクを分散させるために、県が国保財政の主体となって運営しています。

■国見町の状況は

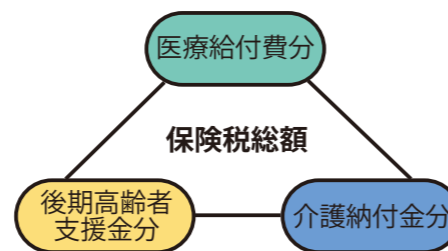
国見町の被保険者数と世帯数は、ともに人口減少や後期高齢者医療への移行により減少しています。被保険者の状況は65歳～74歳の割合が全体の約60%を占め、昨年度の医療費は約7億4千万円と年々増加傾向にあります。このように、国保の支え手が減り、医療費が増加しているため、国保税を上げなければならない状況にあります。



■保険料率の決め方

国保財政運営の主体である県が、県全体の医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分としての必要な金額を算出し、各市町村の被保険者数等に応じて納付金として集めています。

県へ支払う納付金などの必要な歳出見込額から、国・県の交付金などの歳入見込額を差し引いた不足額が町の保険税総額となります。これを所得や世帯の人数に応じて世帯ごとに割り振ることで、各世帯の保険税が決定されます。



◆令和3年度保険税率

令和3年度保険税率	医療給付費分 ※1	支援金分 ※2	介護分 ※3
所得割額	6.24%	2.61%	3.35%
均等割額	24,000円	9,447円	15,447円
平等割額	20,800円	6,643円	7,711円

- ※1 医療給付費（医療に係る費用の7割相当分）に充てるもので、すべての加入者が負担します。
- ※2 後期高齢者（75歳以上の人）の医療費の一部を支援するもので、すべての加入者が負担します。
- ※3 介護保険に要する費用に充てるもので、40歳以上64歳までの加入者（介護保険の第2号被保険者）のみが負担します。

■国保税額計算のモデルケース

ケース	世帯主	妻	子	R3税額	R2税額	増減
①	・世帯主 (45歳) 年収400万円	・妻 (42歳) 専業主婦 収入0円	・子 (18歳) 収入0円 ・子 (15歳) 収入0円	483,700円	401,900円	81,800円
②	・世帯主 (73歳) 年金収入220万円	・妻 (71歳) 年金収入120万円		106,400円	93,800円	12,600円
③	・世帯主 (50歳) 年収120万円	(単身世帯)		68,700円	54,300円	14,400円

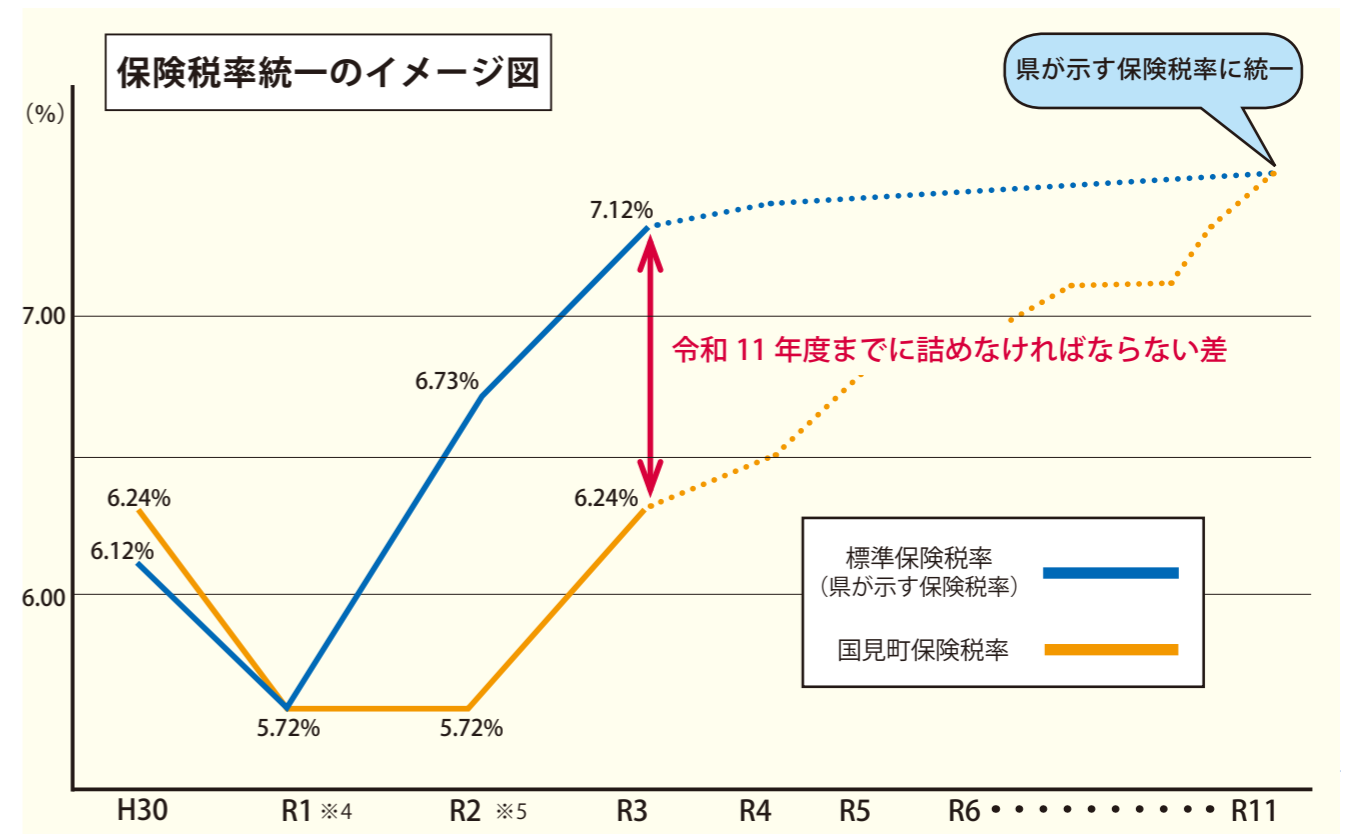


■統一保険税率への移行

県内で統一された保険税率を設定することで、市町村同士の支え合いによる財政運営の安定化と、被保険者負担の公平化が図られます。

県は、統一保険税率の開始時期を令和11年度と決定し、保険税率が急激に上がらないよう令和10年度までを「移行期間」としました。

町では保険税率が急激に上がらないよう、前年度の繰越金や国保財政調整基金（貯金）を使い、ゆるやかに統一保険税率に移行できるよう調整していきます。



- ◎比較のため、所得割の率のみ抜き出してグラフにしています。実際の税額は所得割・均等割・平等割の合計となります。
- ※4 令和元年度は制度改正に伴う前期高齢者の精算分を減額に充てたことによる減少
- ※5 令和2年度はコロナ禍による被保険者の収入減に伴い据え置き（不足分は財政調整基金の取り崩しにより充当）

■次年度以降の見通し

医療費の増加に伴う納付金の増加や、被保険者・世帯数の減少による国保税の支え手の減少により、必要となる保険料の増加が見込まれます。

一人ひとりが生活習慣や医療の受け方を見直すだけで、医療費を削減できます。日ごろから、健康づくりや医療機関の適正受診に努め、医療費の節約に心掛けましょう。